昭島市と岩泉町との地球環境保全のための連携に関する協定書

昭島市(以下「甲」という。)と岩泉町(以下「乙」という。)は、地球環境保全のための連携に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙の置かれている地域特性を生かしながら、環境の分野において相互に協力し、二酸化炭素吸収量の増加及び放出の抑制並びに環境保全に関する理解を深め行動できる人材の育成を図り、地球環境に配慮した持続可能な地域発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。
 - (1) 二酸化炭素の吸収量を増加させるための森林保全に関すること。
 - (2) 木材資源の有効活用により、二酸化炭素の放出抑制に寄与すること。
 - (3) 岩泉・昭島友情の森における自然体験、環境学習及び交流促進に関すること。
 - (4) カーボン・オフセットを活用した環境保全事業実施に関すること。
 - (5) その他、甲と乙が地球環境保全のための連携に関して必要と認める事項。 (協議事項)
- 第3条 前条に掲げる事項の内容、条件等又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(発効日等)

第4条 この協定は、平成26年8月18日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、甲又は乙から別段の申出がないときは、この協定は、更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 その1通を保管するものとする。

平成26年8月18日

乙 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地5

岩泉町長人子道路多線門長印